



静岡県公報



■ 議会規則

- 静岡県議会会議規則の一部を改正する規則 (議事課)
多様な人材がより議会に参画しやすくなる環境を整えるため、必要な改正を行うものである。

■ 公安委規則

- 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部 (運転免許課)
を改正する規則
道路交通法施行規則の一部改正に伴い、技能試験の方法に関する引用規定を改めた。

■ 公安委規程

- 運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程の一部を改正する (運転免許課)
規程
道路交通法施行規則の一部改正に伴い、技能試験の方法に関する引用規定を改めた。

■ 告示

- 静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱 (こども家庭課)
静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱を制定した。
- 森の力再生事業費補助金交付要綱の一部改正 (森林計画課)
森の力再生事業費補助金交付要綱を一部改正した。
- 浜松都市計画道路事業の変更認可(2件) (街路整備課)
浜松都市計画道路事業の変更を認可した。
- 静岡都市計画道路事業の変更認可 (街路整備課)
静岡都市計画道路事業の変更を認可した。
- 静岡都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (公園緑地課)
静岡都市計画公園事業について、事業計画の変更を認可した。

■ 教育委告示

- 会計年度任用職員の報酬の基本額の一部改正 (教育総務課)
会計年度任用職員の報酬の基本額について告示する。

■ 静漁調委指示

- 伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止 (水産資源課)
伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について指示する

■ 公告

- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく災害防止措置等 (盛土対策課)

宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第3項において準用する同法第20条第5項の規定に基づき公告する。

 企画提案の募集 (産業人材課)

令和8年度生涯現役活躍支援事業について、企画提案の募集を行う。

 大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(MEGAドン・キホーテ伊東店) (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。

 大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(MEGAドン・キホーテ袋井店) (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。

 大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(三井ショッピングパーク ららぽーと磐田) (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。

 令和8年度経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る時期及び方法等 (建設業課)

令和8年度経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る時期及び方法等を定めたので公告する。

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

静岡県議会 議長 竹内良訓

静岡県議会規則第 1 号

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則

静岡県議会会議規則（昭和31年静岡県議会規則）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（欠席の届出） 第 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の <u>6 週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	（欠席の届出） 第 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の <u>8 週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡県公安委員会規則第5号

自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（技能試験車の指定等） 第18条 規則<u>第24条第11項</u>の規定により公安委員会が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）は、<u>同条第10項</u>に定めるところによるほか、別に定める基準に適合するものとする。 2 （略） （技能試験官の指定） 第20条 技能試験官（規則<u>第24条第12項</u>に規定する公安委員会の指定を受けて技能試験等を行う者をいう。以下同じ。）の指定は、運転免許技能試験官指定書（様式第13号。以下「指定書」という。）を交付することにより行うものとする。 2 （略）	（技能試験車の指定等） 第18条 規則<u>第24条第12項</u>の規定により公安委員会が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）は、<u>同条第11項</u>に定めるところによるほか、別に定める基準に適合するものとする。 2 （略） （技能試験官の指定） 第20条 技能試験官（規則<u>第24条第13項</u>に規定する公安委員会の指定を受けて技能試験等を行う者をいう。以下同じ。）の指定は、運転免許技能試験官指定書（様式第13号。以下「指定書」という。）を交付することにより行うものとする。 2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第20条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

静公委指令運免第 号

運転免許技能試験官指定書

官 職 氏 名

上記の者を、運転免許技能試験官に指定する。

年 月 日

静岡県公安委員会



附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県公安委員会規程第4号

運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程の一部を改正する規程

運転免許試験に係る自動車の持込みに関する規程（平成28年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第1項の自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）において<u>同条第11項</u>の規定により静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）以外の自動車を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。 （申請） 第2条 規則<u>第24条第11項ただし書</u>の規定により技能試験において技能試験車以外の自動車を使用することを希望するときは、技能試験車両持込申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により公安委員会に申請するものとする。	（趣旨） 第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第1項の自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）において<u>同条第12項</u>の規定により静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が提供し、又は指定する自動車（以下「技能試験車」という。）以外の自動車を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。 （申請） 第2条 規則<u>第24条第12項ただし書</u>の規定により技能試験において技能試験車以外の自動車を使用することを希望するときは、技能試験車両持込申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により公安委員会に申請するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

第 号

技能試験車両持込許可証

下記の車両を道路交通法施行規則第24条第12項ただし書の規定により技能試験に使用する自動車として認める。

記

- 1 交付日
- 2 車種
- 3 登録番号
- 4 車台番号
- 5 使用者

年 月 日

静岡県公安委員会



（注）

- 1 本許可証の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。
- 2 技能試験に合格したとき、又は有効期間が満了したときは、速やかに本許可証を返納すること。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県告示第151号

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱

第1 目的

知事は、こどもの居場所の運営に必要な物品の価格高騰の影響を受けるこどもの居場所の負担を軽減し、安定的な運営を支援するため、静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「こどもの居場所」とは、無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、こども食堂における食事の提供、学習支援、遊び場の提供やその他こども同士または地域住民との交流を行う場の提供等によりこどもが安心して自分らしく過ごすことができる地域の居場所をいう。
- (2) この要綱において「こども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

第3 交付の対象

- (1) 支援金の交付を受けることのできる者は、県内のこどもの居場所を運営し、静岡県の「こどもの居場所一覧」に登録されている者（以下「運営者」という。また、地方公共団体並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条に規定する社会福祉協議会を除く。）であって、運営するこどもの居場所について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で計6回以上の開催実績がある者とする。ただし、申請時において廃止しているこどもの居場所は対象に含めないものとする。また、活動に要する費用に相当する金額をこどもから徴収している者を除く。

第4 交付額

支援金の交付額は次のとおりとする。

開催回数（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）	交付額
合計6回以上	25,000円

第5 交付の申請

支援金の交付を受けようとする運営者は、静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）及び静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金の申請に関する誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。）を、こどもの居場所1か所ごとに、知事が別に定める日までに提出するものとする。

第6 交付の決定等

- (1) 知事は、申請書及び誓約書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、追加書類や現地確認により調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付決定（確定）通知書（様式第3号）により交付の決定を申請者に通知するものとする。

- (2) 前項により交付の決定を通知後、支援金を交付すべきものと認めた運営者が指定する銀行等口座へ交付額を入金する。
- (3) 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

第7 決定の取消し等

知事は、支援金の交付をした場合において、運営者が次に掲げる各項のいずれかに該当するときには、第6の交付の決定を取り消し、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

第8 調査

- (1) 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。
- (2) 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた運営者は、前項の調査に協力しなければならない。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年度及び令和8年度分の支援金に適用する。

静岡県知事 様

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付申請書（請求書）

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、同交付要綱第 5 の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

1 申請者

フリガナ				
申請団体(法人)名 (個人の場合は氏名)				
フリガナ				
代表者職・氏名	職		氏名	
申請団体(法人)所在地 (個人の場合は住所)	〒 ー			
電話番号				

2 該当するこどもの居場所

名称			
所在地	〒 ー		
運営責任者氏名			
電話番号			

3 申請（請求）する金額 金 25,000 円

- <記載上の注意>
- ・こどもの居場所 1 か所ごとに申請書を作成してください。
 - ・この申請書は、静岡県において交付決定した後は、支援金の請求書として取り扱います。
 - ・「振込先口座」（2 枚目）は申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の 7 桁の番号）」を記入してください。

4 支援金振込先口座

振込口座	金融機関名及び ☐ にチェック ☒													
									☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農業協同組合 ☐ 労働金庫 ☐ 連合会 ☐ 漁業協同組合					
	店舗名及び ☐ にチェック ☒													
									☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所 ☐ 営業部 ☐ 担当 ☐ 課					
金融機関等コード	金融機関コード							支店コード						
預金種別	該当する預金種別にチェック ☒								☐ 1 普通 ☐ 2 当座					
口座番号（右詰め）	口座番号は7ケタで記入してください													
口座名義人（カナ） 30字を超える場合、 30字まで記入してください。														
口座名義人（漢字）														

申請手続に関する御担当者名	
連絡先（電話番号）	

< 注意事項 >

- ・振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。
- ・申請者と振込口座名が異なる場合は委任状が必要です。

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金の申請に関する誓約書

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請にあたり下記のことを誓約します。

記

1	定款又は会則を備えています。
2	公序良俗に反する活動を行う者や団体ではありません。
3	営利・宗教・政治活動に利用しません。
4	次の(1)から(7)のいずれにも該当しません。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。） (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者 (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者 (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者 (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者 (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
5	静岡県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を受けていません。
6	国税及び地方税を滞納していません。
7	こどもの居場所の活動に要する費用に相当する金額をこどもから徴収していません。
8	静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱第 7 に該当する事案が判明した場合には、支援金の申請を取り下げます。また、支援金交付後に判明した場合は静岡県にその旨を速やかに報告します。
9	衛生管理及び事故防止の徹底に努め、安全な運営を行います。
10	運営しているこどもの居場所は静岡県のこどもの居場所一覧に掲載されており、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの開催実績は別紙のとおりです。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

申請者住所	
申請者氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）	

別紙

こどもの居場所の開催状況

こどもの居場所名	
----------	--

1 開催実績（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

月	日・開催場所		開催回数
令和7年 4月	日		
	場所		
5月	日		
	場所		
6月	日		
	場所		
7月	日		
	場所		
8月	日		
	場所		
9月	日		
	場所		
10月	日		
	場所		

月	日・開催場所		開催回数
11 月	日		
	場所		
12 月	日		
	場所		
令和 8 年 1 月	日		
	場所		
2 月	日		
	場所		
3 月	日		
	場所		
開催回数合計			

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付決定（確定）通知書

第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事

令和 8 年 月 日付で交付申請のありました静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について、下記のとおり交付することに決定（確定）したので通知します。

記

こどもの居場所名 （所在地）	
交 付 額	円
交 付 の 条 件	・ 支援金の交付を受ける運営者は、静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱に従うこと。 ・ 上記のほか、申請内容等に変更等が生じた場合は、速やかに知事へ報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事

令和 8 年 月 日付で交付申請のありました静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金について、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

静岡県告示第152号

森の力再生事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第617号）一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
別表	別表
補助の対象	補助の対象
事業の区分	事業の区分
1 人工林再生整備事業 森林法（昭和26年法律第249号）<u>第10条の5第2項第1号</u>の規定により<u>市町村森林整備計画</u>に定めた特に針広混交林化を推進すべき森林その他の森林のうち、別に知事が定める要件に合致する人工林に係る次の作業種 (1) 環境伐 (2) 倒木等処理 (3) 伐採木等流出防止処理 (4) 広葉樹植栽 (5) 簡易木製構造物設置 (6) 簡易作業路設置 (7) 調査計画 (8) その他知事が認める作業 2 竹林・広葉樹林等再生整備事業 森林法<u>第10条の5第2項第1号</u>の規定により<u>市町村森林整備計画</u>に定めた特に樹種の多様性増進を推進すべき森林その他の森林のうち、別に知事が定める要件に合致する竹林、広葉樹林等に係る次の作業種 (1)～(8) （略）	1 人工林再生整備事業 森林法（昭和26年法律第249号）<u>第5条第3項</u>の規定により<u>地域森林整備計画</u>に定めた特に針広混交林化を推進すべき森林その他の森林のうち、別に知事が定める要件に合致する人工林に係る次の作業種 (1) 環境伐 (2) 倒木等処理 (3) <u>溪畔林整備</u> (4) 伐採木等流出防止処理 (5) 広葉樹植栽 (6) 簡易木製構造物設置 (7) 簡易作業路設置 (8) 調査計画 (9) その他知事が認める作業 2 竹林・広葉樹林等再生整備事業 森林法<u>第5条第3項</u>の規定により<u>地域森林整備計画</u>に定めた特に樹種の多様性増進を推進すべき森林その他の森林のうち、別に知事が定める要件に合致する竹林、広葉樹林等に係る次の作業種 (1)～(8) （略）

様式第 1 号

整備者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

権利者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊞

{ 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) }
を自署する場合は、押印は不要です。 }

様式第 6 号

整備者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

権利者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊞

{ 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) }
を自署する場合は、押印は不要です。 }

様式第 1 号

整備者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

権利者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

様式第 6 号

整備者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

権利者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示の規定及び様式は、令和 8 年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

浜松市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画道路事業 3・4・27号 高林芳川線

3 事業施行期間

平成9年1月21日 から 令和15年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成9年静岡県告示第42号の事業地のうち、浜松市中央区上西町字西表地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

=====

静岡県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

浜松市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画道路事業 3・3・29号 植松伊左地線

3 事業施行期間

平成11年10月29日 から 令和10年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

静岡県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

静岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画道路事業 3・4・41号 渋川妙音寺線

3 事業施行期間

平成14年7月23日 から 令和14年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

静岡県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和元年静岡県告示第52号静岡都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

静岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画公園事業 7・7・2号 日本平公園

3 事業施行期間

平成23年4月8日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和元年静岡県告示第52号の事業地のうち、静岡県静岡市清水区大字馬走字大段、並びに大字草薙字東壇及び字ボラにおいて事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし。

静岡県教育委員会告示第10号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和8年3月24日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前			改正後		
2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等 (1)・(2) (略) (3) <u>別表第1に掲げる職員にかかる期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条3項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u>			2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等 (1)・(2) (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
教育部 に勤務 する職 員	教育職員	報酬の基本額 (時間額) <u>1,941円</u>	教育部 に勤務 する職 員	教育職員	<u>高等学校等教育職給料表2級25号給の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）</u>
	(略)			(略)	
	国際交流アドバイザー	<u>1,941円</u>		国際交流アドバイザー	<u>高等学校等教育職給料表2級25号給の給料月額</u>

						及び地域手当の 合計額を162.75 で除して得た額 (1円未満の端 数があるとき は、その端数を 切り上げた額)
		スーパーサイエンスハイ スクールコーディネータ ー	<u>1,941円</u>		スーパーサイエンスハイ スクールコーディネータ ー	高等学校等教育 職給料表2級25 号給の給料月額 及び地域手当の 合計額を162.75 で除して得た額 (1円未満の端 数があるとき は、その端数を 切り上げた額)
県立学 校に勤 務する 職員	非常勤講師		<u>2,860円</u>	県立学 校に勤 務する 職員	非常勤講師	<u>2,940円</u>
	(略)				(略)	
	乳幼児発達支援指導員		<u>2,012円</u>		乳幼児発達支援指導員	高等学校等教育 職給料表2級25 号給の給料月 額、調整額(調 整数1)及び地 域手当の合計額 を162.75で除し て得た額(1円 未満の端数があ るときは、その 端数を切り上げ た額)
	実習支援指導員		<u>2,012円</u>		実習支援指導員	高等学校等教育 職給料表2級25 号給の給料月 額、調整額(調 整数1)及び地

					域手当の合計額 を162.75で除し て得た額（1円 未満の端数があ るときは、その 端数を切り上げ た額）
		(略)		(略)	
		初任者研修指導員（養護）	<u>2,860円</u>	初任者研修指導員（養護）	<u>2,940円</u>
		初任者研修指導員（栄養）		初任者研修指導員（栄養）	
		(略)		(略)	
		スーパーサイエンスハイ スクールコーディネータ ー	<u>1,941円</u>	スーパーサイエンスハイ スクールコーディネータ ー	高等学校等教育 職給料表2級25 号給の給料月額 及び地域手当の 合計額を162.75 で除して得た額 （1円未満の端 数があるとき は、その端数を 切り上げた額）
		カリキュラムマネージャー	<u>2,860円</u>	カリキュラムマネージャー	<u>2,940円</u>
小学校 等に勤 務する 職員		非常勤講師	<u>2,860円</u>	小学校 等に勤 務する 職員	<u>2,940円</u>
		初任者研修指導員（養護）	<u>2,860円</u>		<u>2,940円</u>
		初任者研修指導員（栄養）			
		(略)		(略)	
		(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡海区漁業調整委員会指示第 7-10号

伊東市地先及び熱海市地先の下記区域内のいか類の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

静岡海区漁業調整委員会 会長 高田 充朗

1 いか類採捕の禁止

下表に示す区域内では、いか類の採捕を禁止する。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（令和 2 年静岡県規則第61号）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (2) 静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた試験研究機関等が試験研究その他の公益上必要とされる目的のために行う場合

指 示 区 域	
区 域	基 点 の 位 置
伊東市宇佐美地区 基点第 1 号から真方位90度100メートルの点を中心とする半径 100メートルの円によって囲まれた海面	基点第 1 号 宇佐美漁港東防波堤の灯台
伊東市伊東地区 基点第 2 号、基点第 3 号及び基点第10号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第 2 号 伊東港第一防波堤屈曲箇所東壁に設置した標識 基点第 3 号 奥の浜東防波堤北東端 基点第10号 東防波堤屈曲箇所付近に設置した標識
伊東市川奈地区 基点第 4 号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面及び基点第 5 号を中心とする半径100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第 4 号 川奈港小浦防波堤北端 基点第 5 号 伊東市川奈字小網代小網代防波堤標柱
伊東市富戸地区 基点第 6 号を中心とする半径150メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第 6 号 富戸漁港北防波堤先端電柱
伊東市八幡野地区 基点第 7 号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第 7 号 八幡野漁港第一防波堤の灯台

伊東市赤沢地区 基点第 8 号を中心とする半径100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第 8 号 赤沢漁港防波堤南西端
熱海市網代地区 基点第 9 号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第 9 号 網代漁港宮崎防波堤付け根南端

2 禁止期間

4 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 承認証の交付

委員会は、上記 1 ②における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、いか類を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

(2) 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕したいいか類を譲渡又は販売してはならない。ただし、委員会が特別の必要があると認めた場合は、この限りではない。

(4) 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(5) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「いか類採捕承認事務取扱要領」による。

6 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

別記

いか類採捕承認事務取扱要領

第1 承認対象者の範囲

静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示の1(2)に規定する試験研究機関等の範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する国立学校、公立学校若しくは私立学校若しくはこれらに準ずる機関又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

第2 承認の申請

いか類の採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、いか類採捕承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (4) 漁具図
- (5) 漁業権者の同意書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

第3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、いか類採捕承認証（以下「承認証」という。）（様式第2号）を申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにいか類採捕承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにいか類採捕承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納すること。

第7 実績の報告

採捕実績の報告は、いか類採捕報告書（様式第5号）により行うものとする。

いか類採捕承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりいか類採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 採捕しようとする種類及び数量
- 5 採捕方法
- 6 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
 - (3) 総トン数又は船舶の長さ
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 7 採捕従事者

注) 「7 採捕従事者」には、採捕従事者の住所及び氏名を記すこと。

いか類採捕承認証		静岡認第	号
住所又は所在地 氏 名又は名称			
1	採捕期間	年 月 日から	年 月 日まで
2	採捕区域		
3	採捕しようとする種類及び数量		
4	採捕方法		
5	使用船舶		
	(1) 船名		
	(2) 漁船登録番号又は船舶番号		
	(3) 総トン数又は船舶の長さ		
	(4) 馬力数		
6	条 件		
7	採捕従事者		
上記のとおり承認する。			
年 月 日			
静岡海区漁業調整委員会			
会 長 氏 名 ㊟			

いか類採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりいか類採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 静調認第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする理由

いか類採捕承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

いか類採捕承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 静岡認第 号
- 2 承認年月日
- 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

いか類採捕報告書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり報告します。

記

年月日	場所	種類	数量
			個体 kg
			個体 kg
			個体 kg

注）いか類採捕報告書の種類と数量は、種類ごとに個体数と重量を記すこと。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第23条第3項において準用する法第20条第5項に規定する土地所有者等の全てを確知することができないので、同項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 講ずべき措置

伊東市富戸字大洞1048番1に造成された盛土について、土石の除去等により当該盛土による災害の発生を防止する措置を令和8年4月3日までに着手し、同年5月15日までに講ずること。

2 静岡県知事による措置等

1の措置が講じられない、又は講じられても十分でない若しくは講じられる見込みがないときは、静岡県知事が当該措置を講じ、法第23条第3項において準用する法第20条第5項に規定する工事を行うことを命ずべき土地所有者等から、当該措置に要した費用を徴収することがある。

3 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課

電話番号 054-221-2918

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

生涯現役活躍支援事業業務委託

(2) 業務内容

就労意欲の高い中高年齢者の掘り起こしや就労の場の開拓、企業への高齢者雇用に係る助言や業務の切り出し提案等を行うことで、中高年齢者の就労と中高年齢者を活用した企業の人材確保を推進する。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 中高年齢者の就職支援実績が豊富にあり、県内企業の特色や採用活動状況を熟知するなど、当該業務を確実に履行するための知識、ノウハウ及び体制を有すること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 都道府県税の納税義務を有する者にあつては、都道府県税の未納がない者であること。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類と必要に応じ説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話番号 054-221-2338 F A X 054-271-1979 E-mail sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間 令和8年3月24日（火）から令和8年4月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法 電子メール又は上記(1)の場所での手交によること。

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案応募申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 令和8年4月10日（金）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

必要に応じ、令和8年4月16日（木）以降の産業人材課が指定した場所、時間で行う。

6 その他

(1) この企画提案による契約は、厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）を活用するものであるため、当該補助金の決定内容によっては、業務内容の全部又は一部を変更する場合や委託を行わない場合がある。

(2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(3) 説明会は行わない。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(6) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(7) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局産業人材課（電話番号 054-221-2338）とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ伊東店 伊東市湯川546－1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14－1 代表取締役 平田一馬

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田直樹	代表取締役 鈴木康介	令和7年9月26日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和8年3月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ袋井店 袋井市川井1413－1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3－3 代表取締役 笹田賢一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田直樹	代表取締役 鈴木康介	令和7年9月26日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和8年3月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと磐田 磐田市高見丘1200ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

フロンティア不動産投資法人 東京都中央区銀座六丁目8-7 執行役員 市川俊英

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の退店

小売業者名	代表者の氏名	住所	退店年月日
株式会社夢や	代表取締役 昆靖	東京都渋谷区代々木三丁目38-9	令和6年1月13日
ほか10者（縦覧による）			

イ 小売業者の入店

小売業者名	代表者の氏名	住所	入店年月日
株式会社みのや	代表取締役 正木宏和	埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050-2	令和7年3月14日
ほか8者（縦覧による）			

ウ 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
株式会社タカヨシホールディングス	株式会社わくわく広場	令和7年9月1日
ほか3者（縦覧による）		

エ 小売業者の住所

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1-27	東京都渋谷区渋谷二丁目21-1	令和7年4月4日
ほか8者（縦覧による）			

オ 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
リフォームスタジオ株式会社	代表取締役 亀谷満	代表取締役 細谷哲平	令和7年12月1日

ほか15者（縦覧による）

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和8年3月11日

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の26の規定による経営規模等評価の申請及び同法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公告する。

令和8年3月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

第1 申請の時期及び方法

下表の令和8年度経営規模等評価日程表により指定した日（以下「経営事項審査日」という。）及び会場において、第2から第4の方法により、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を受けるものとする（会場での申請を建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請に代えることができる。）。

ただし、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」という。）を使用する方法による申請にあっては、下表の経営事項審査日の前日までに行うものとする。

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和8年5月13日	水	静岡土木管内	静岡市清水区	令和7年12月	令和8年1月	静岡土木事務所
令和8年5月14日	木	島田土木管内		令和7年12月	令和8年1月	島田土木事務所
令和8年5月19日	火	浜松土木管内	（旧）（浜松市 浜北区、北区、西区、 天竜区） 湖西市	令和7年12月	令和8年1月	浜松土木事務所
令和8年5月20日	水	下田土木管内		令和7年12月	令和8年1月	下田土木事務所
令和8年5月22日	金	沼津土木管内		令和7年12月	令和8年1月	沼津土木事務所
令和8年5月25日	月	富士土木管内		令和7年12月	令和8年1月	富士土木事務所
令和8年5月27日	水	袋井土木管内		令和7年12月	令和8年1月	袋井土木事務所
令和8年5月28日	木	熱海土木管内		令和7年12月	令和8年1月	熱海土木事務所
令和8年6月2日	火	浜松土木管内	（旧）（浜松市 中区、南区、東区）	令和7年12月	令和8年1月	浜松土木事務所
令和8年6月3日	水	静岡土木管内	静岡市葵区、 駿河区	令和7年12月	令和8年1月	静岡土木事務所
令和8年6月30日	火	下田土木管内		令和8年2月	令和8年3月	下田土木事務所
令和8年7月3日	金	浜松土木管内		令和8年2月		浜松土木事務所
			（旧）（浜松市 浜北区、北区、西区、 天竜区） 湖西市	令和8年3月		

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和8年7月7日	火	袋井土木 管内		令和8年2月	令和8年3月	袋井土木 事務所
令和8年7月8日	水	静岡土木 管内		令和8年2月		静岡土木 事務所
			静岡市清水区	令和8年3月		
令和8年7月13日	月	熱海土木 管内		令和8年2月	令和8年3月	熱海土木 事務所
令和8年7月14日	火	沼津土木 管内		令和8年2月		沼津土木 事務所
			御殿場市、裾野 市、伊豆市、伊豆 の国市、函南町、 駿東郡	令和8年3月		
令和8年7月15日	水	富士土木 管内		令和8年2月	令和8年3月	富士土木 事務所
令和8年7月16日	木	島田土木 管内		令和8年2月	令和8年3月	島田土木 事務所
令和8年7月24日	金	静岡土木 管内	静岡市葵区 駿河区	令和8年3月		静岡土木 事務所
令和8年7月27日	月	沼津土木 管内	沼津市、三島市	令和8年3月		沼津土木 事務所
令和8年7月28日	火	浜松土木 管内	(旧) (浜松市 中区、 南区、東区)	令和8年3月		浜松土木 事務所
令和8年8月19日	水	袋井土木 管内		令和8年4月		袋井土木 事務所
令和8年8月21日	金	静岡土木 管内		令和8年4月		静岡土木 事務所
令和8年8月25日	火	島田土木 管内		令和8年4月		島田土木 事務所
令和8年8月26日	水	浜松土木 管内		令和8年4月		浜松土木 事務所
令和8年9月7日	月	下田土木 管内	東伊豆町、河津 町、西伊豆町	令和8年4月	令和8年5月	下田土木 事務所
令和8年9月8日	火	下田土木 管内	下田市、南伊豆 町、松崎町	令和8年4月	令和8年5月	下田土木 事務所
令和8年9月10日	木	熱海土木 管内		令和8年4月	令和8年5月	熱海土木 事務所
令和8年9月15日	火	沼津土木 管内		令和8年4月		沼津土木 事務所
令和8年9月17日	木	富士土木 管内		令和8年4月	令和8年5月	富士土木 事務所
令和8年9月18日	金	静岡土木 管内		令和8年5月		静岡土木 事務所
令和8年9月24日	木	袋井土木 管内		令和8年5月		袋井土木 事務所

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和8年9月25日	金	沼津土木 管内		令和8年5月		沼津土木 事務所
令和8年9月28日	月	浜松土木 管内		令和8年5月		浜松土木 事務所
令和8年9月29日	火	島田土木 管内		令和8年5月		島田土木 事務所
令和8年10月2日	金	静岡土木 管内		令和8年6月		静岡土木 事務所
令和8年10月13日	火	浜松土木 管内	(旧) (浜松市 中区、 南区、東区)	令和8年6月		浜松土木 事務所
令和8年10月14日	水	沼津土木 管内		令和8年6月		沼津土木 事務所
令和8年10月15日	木	島田土木 管内		令和8年6月		島田土木 事務所
令和8年10月21日	水	浜松土木 管内	(旧) (浜松市 浜北区、北区、西 区、天竜区) 湖西市	令和8年6月		浜松土木 事務所
令和8年10月22日	木	袋井土木 管内		令和8年6月		袋井土木 事務所
令和8年11月4日	水	下田土木 管内	東伊豆町、河津 町、西伊豆町	令和8年6月	令和8年7月	下田土木 事務所
令和8年11月5日	木	下田土木 管内	下田市、南伊豆 町、松崎町	令和8年6月	令和8年7月	下田土木 事務所
令和8年11月6日	金	熱海土木 管内		令和8年6月	令和8年7月	熱海土木 事務所
令和8年11月10日	火	島田土木 管内		令和8年7月		島田土木 事務所
令和8年11月11日	水	静岡土木 管内		令和8年7月		静岡土木 事務所
令和8年11月12日	木	富士土木 管内		令和8年6月	令和8年7月	富士土木 事務所
令和8年11月16日	月	沼津土木 管内		令和8年7月		沼津土木 事務所
令和8年11月19日	木	袋井土木 管内		令和8年7月		袋井土木 事務所
令和8年11月24日	火	浜松土木 管内		令和8年7月		浜松土木 事務所
令和8年11月30日	月	島田土木 管内		令和8年8月		島田土木 事務所
令和8年12月4日	金	富士土木 管内		令和8年8月		富士土木 事務所
令和8年12月8日	火	浜松土木 管内		令和8年8月		浜松土木 事務所
令和8年12月10日	木	静岡土木 管内		令和8年8月		静岡土木 事務所

経営事項審査日	曜日	対象		事業年度終了月		会場
令和8年12月11日	金	沼津土木管内		令和8年8月		沼津土木事務所
令和9年1月7日	木	島田土木管内		令和8年9月		島田土木事務所
令和9年1月8日	金	袋井土木管内		令和8年8月	令和8年9月	袋井土木事務所
令和9年1月14日	木	下田土木管内	東伊豆町、河津町、西伊豆町	令和8年8月	令和8年9月	下田土木事務所
令和9年1月15日	金	下田土木管内	下田市、南伊豆町、松崎町	令和8年8月	令和8年9月	下田土木事務所
令和9年1月19日	火	静岡土木管内		令和8年9月		静岡土木事務所
令和9年1月20日	水	浜松土木管内		令和8年9月		浜松土木事務所
令和9年1月27日	水	沼津土木管内		令和8年9月		沼津土木事務所
令和9年1月28日	木	富士土木管内		令和8年9月		富士土木事務所
令和9年2月1日	月	熱海土木管内		令和8年8月	令和8年9月	熱海土木事務所
令和9年2月12日	金	下田土木管内		令和8年10月	令和8年11月	下田土木事務所
令和9年2月16日	火	熱海土木管内		令和8年10月	令和8年11月	熱海土木事務所
令和9年2月17日	水	島田土木管内		令和8年10月	令和8年11月	島田土木事務所
令和9年2月19日	金	沼津土木管内		令和8年10月	令和8年11月	沼津土木事務所
令和9年2月24日	水	富士土木管内		令和8年10月	令和8年11月	富士土木事務所
令和9年2月25日	木	袋井土木管内		令和8年10月	令和8年11月	袋井土木事務所
令和9年3月2日	火	浜松土木管内		令和8年10月	令和8年11月	浜松土木事務所
令和9年3月3日	水	静岡土木管内		令和8年10月	令和8年11月	静岡土木事務所

第2 提出書類及び提示書類

1に掲げる書類を提出し、2に掲げる書類を提示することにより申請を行うものとする。

1 提出書類

- (1) 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（規則別記様式第25号の14）
- (2) 工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高（規則別記様式第25号の14別紙1）
- (3) 技術職員名簿（規則別記様式第25号の14別紙2）
- (4) その他の審査項目（社会性等）（規則別記様式第25号の14別紙3）

- (5) 経営状況分析結果通知書（規則別記様式第25号の13）（総合評定値を請求の場合）
- (6) 審査手数料収入証紙（印紙）貼付書
- (7) 利益額計算表、工事種類別完成工事高計算表及び工事種類別元請完成工事高計算表（必要な場合）
- (8) 有価証券報告書若しくは監査証明書、会計参与報告書又は「経理処理の適正を確認した旨の書類」（必要な場合）
- (9) 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（必要な場合）
- (10) エコアクション21の認証を受けていることを証明する書面（必要な場合）
- (11) 国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面（必要な場合）
- (12) 建設機械の保有状況一覧表（必要な場合）
- (13) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（必要な場合）
- (14) 「C P D単位を取得した技術者名簿」（必要な場合）
- (15) 「技能者名簿」
- (16) 技術者が取得したC P D単位数を証する書類（必要な場合）
- (17) 建設技能者の能力評価制度により認定を受けた技能者の評価を証する書類（必要な場合）
- (18) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（平成20年1月31日付け国総建第269号国土交通省告示別記様式第6号）（必要な場合）
- (19) 「資本性借入金」該当証明書（必要な場合）

2 提示書類

申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。

- (1) 建設業許可申請書（控）、変更届出書（控）及び廃業届（控）
- (2) 決算終了後提出の変更届出書（控）
- (3) 審査対象事業年度に係る消費税納税証明書（その1）及び税務申告書類（控）
- (4) 総勘定元帳の写し（該当するページ）
- (5) 工事経歴書記載の契約関係書類（元請工事及び下請工事を問わず工事種類別に上位3件）
- (6) 前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（控）
- (7) 契約後V Eにより契約額が減額となったことを証明する書類
- (8) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は雇用保険被保険者証（公共職業安定所長発行のもの）及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は所属企業の雇用証明書
- (9) 技術職員名簿（規則別記様式第25号の14別紙2）に記載した職員の資格検定合格証等（必要な場合のみ）
- (10) 職員名簿
- (11) 審査基準日の属する年度に係る労働保険概算確定保険料申告書及び直前1期分の領収証書
- (12) 審査基準日の属する月に係る健康保険及び厚生年金保険の領収証書
- (13) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）

- (14) 中小企業退職金共済制度の加入証明書、特定退職金共済団体制度の加入証明書、労働基準監督署の受付印のある就業規則、審査基準日の属する月に係る厚生年金基金の領収証書、適格退職年金契約書及び協定書、企業年金基金の発行する加入証明書、資産管理運用機関の発行する加入証明書又は確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
- (15) (公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うものの加入証明書、労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入証明書
- (16) 平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合に、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けたことを証する書類
- (17) 国、地方公共団体等との防災協定(加入している団体が防災協定を締結している場合は併せて当該団体への加入を証明する書類)
- (18) 公認会計士又は税理士の資格者証及び必要な場合は、公認会計士法(昭和23年法律103号)第28条の規定による研修の修了証又は所属税理士会が認定する研修の修了証
- (19) 登録経理試験又は建設業経理事務士の合格証及び必要な場合は、登録経理講習の修了証
- (20) 会社の登記簿謄本
- (21) 直前2期分の有価証券報告書
- (22) 建設機械の売買契約書又はリース契約書及び特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証、自動車検査証
- (23) 35歳未満の技術職員の生年月日を確認できる書類
- (24) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定を受けたことを証する書面
- (25) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定を受けたことを証する書面
- (26) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定を受けたことを証する書面

第3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料

1 手数料

- (1) 経営規模等評価の申請に係る手数料は、8,100円に審査対象建設業1種類につき2,300円として計算した額を加算した額
- (2) 総合評定値の請求に係る手数料は、400円に審査対象建設業1種類につき200円として計算した額を加算した額

2 納付方法

静岡県収入証紙を審査手数料証紙(印紙)貼付書に貼付の上、提出又はJCIPを使用する方法により納入すること。

第4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

規則別記様式第25号の15により、申請者宛てに郵送する。

第5 この公告に関する問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3058